

V-2 じてんしゃ 自転車

1. じてんしゃ か 自転車をかう

じてんしゃ じてんしゃてん ほーむせんたーなどでかうことができます。かう みせ ぼうはんとうろく
自転車は自転車店やホームセンターなどで買うことができます。買った店で、防犯登録をしなければ
いけません。防犯登録料は、1だい 600 えん
1台600円です。

2. じてんしゃ お かた 自転車の置き方

じてんしゃ ほこうしゃ ほか ひと つうこう じやま お とく えき まわ じょうれい
自転車は歩行者など他の人の通行の邪魔にならないように置きましょう。特に駅の周りは、条例で
じてんしゃ お 置いてはいけなと き 決められた場所があります。その場所に置くと、特にお年寄りや目の
ふじゆう かたがた えき りよう じやま
不自由な方々の駅の利用の邪魔になります。

いはん お きようせいてき じてんしゃ しょうてい ほかんばしょ うつ いどう ほかんりよう
違反して置くとは強制的に自転車を所定の保管場所に移されることがあります。移動されると、保管料
や移動料を払わないと自転車を返してもらえない場合があります。撤去後、いっていき かん かん
一定の期間保管されます
ので、その間に自転車を引き取りに行ってください。自転車を撤去された場所、日時を伝え、自転車
かえ ばしょ りょうきん じかん しく ちょうそんやくば き ふうく
を返してもらう場所や料金、時間を市区町村役場で聞いてください。(⇒付録区-1)

3. じてんしゃ ぬす 自転車を盗まれたとき

もし、じてんしゃ ぬす ちか こうばん とど で とうなん じてんしゃ み けいさつ
自転車を盗まれたら近くの交番に届け出ましょう。盗難にあった自転車がみつかるとう警察から
れんらく
連絡があります。自転車には住所と名前を書いておきましょう。

4. じてんしゃ ひろ 自転車を拾わない

たとえ じてんしゃ が 捨ててあっても、それはだれか ぬす ほうち ばあい じてんしゃ
自転車が捨ててあっても、それは誰かが盗んで放置している場合があります。自転車の
とうなんどけ で ばあい じてんしゃ の たら ぶる ま こ
盗難届が出ていた場合、その自転車に乗っているとトラブルに巻き込まれることがありますので、
じてんしゃ ひろ
自転車は拾わないようにしましょう。

5. こうつう る - る 交通ルール

じてんしゃ つうこう しゃどう げんそく しゃどう ひだりがわはし よ つうこう くるま おな
自転車の通行は車道が原則です。車道は左側端に寄って通行しなければなりません。車と同じよう
しんごう まち いんしゅうてん ふだりの きんし さいみん
に、信号も守らなければなりません。飲酒運転や二人乗りは禁止されています。(ただし、6歳未満の
ようじ ようじようじようしゃそうち の さいいじょう ひと うんてん ばあい のぞ
幼児を、幼児用乗車装置に乗せて、16歳以上の人が運転する場合を除く)

ほどう つうこうか ひょうしき いがい げんそくつうこう しゃどう つうこう きげん
歩道は通行可の標識などがあるところ以外は原則通行できませんが、車道を通行することが危険な
ばあい ほどう つうこう とく とき ほどう ちゅうおう しゃどう よ つうこう ある
場合は、歩道を通行することができます。その時は、歩道の中央から車道寄りを通り、歩いている
ひと じやま とく いちじていし また じてんしゃ お
人の邪魔になる時は、一時停止、又は自転車から降りてください。

やかん かなら らいと の おおさか けいだい でんわ つか じてんしゃうんてん きんし
夜間は必ずライトをつけて乗らしましょう。大阪府では携帯電話を使いながらの自転車運転も禁止さ
れています。

へいせい ねん がつ にち しこう おおさか じてんしゃ じょうれい おおさか ふない じてんしゃ りよう かた
平成28年7月1日施行の大阪府自転車条例により、大阪府内で自転車を利用する方は、
じてんしゃそんがいばいしょうほけん かにゅう
自転車損害賠償保険に加入しなければなりません。